一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十四年九月二日　第二十二号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　カナディアン　シード　インスティテュート
　カナダ　オンタリオ州　オタワ　キャサリンストリート二四〇―二〇〇
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
　(1)　認定を行う区域
　カナダ及びアメリカ合衆国
　(2)　認定を行う事業所の所在地
　カナダ　オンタリオ州　オタワ　キャサリンストリート二四〇―二〇〇

○農林水産省告示第八百十九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十二年五月三十一日　第二十七号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　プロサートオーガニックシステムリミテッド
　カナダ　サスカチュワン州　サスカツーン　ルーラル　ルーツ三　バーリーロード四百七十五
三　登録外国認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　廃止年月日
　平成二十七年九月九日

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字那良川一八二二の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢三一六四の八八、三一六四の八九、三一六四の一三三、三一六四の一三九、三一六四の一四〇、三一六四の一四三、三一六四の一四四、三一六四の一五一、三一六四の一五八、三一六四の一六一から三一六四の一七二まで、三一六四の一七四から三一六四の一七七まで、三一六四の一八二から三一六四の一八六まで、三一六四の一九一、三一九五、三一九八から三二〇〇まで、三二一八から三二二一まで、三二二三、字崩三一六三の七七、三一六三の八二から三一六三の八六まで、三二二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町多久和一三三の二、一三三の三、一三五の一、一三六の一、一三六の二、一三七、一三八、一四一の一、一四一の三、一四二の一、一四三から一四六まで、一四七の一から一四七の三まで、一四八、二二八五の一、二二八六、二二八七、二二九一の九、二二九一の一一、二二九一の一二、二三〇七から二三一〇まで、三一八〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町長谷一五二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町長谷九一六
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町市木三九五三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）